

「特定の版面」に限定した権利の付与の是非について
～出版美術家・絵本作家の立場から～

2013/07/05

日本美術著作権連合

美著連では、出版者への版面の権利付与を法で定めるのは望ましくないと考えている。

① 本の「成り立ち」は一冊ずつ、それぞれ

絵本は、原画がそのまま版面になる「成り立ち」を持ち、ふたつの差はほとんどない。また原画は本になって初めて作品となるので、版面にも絵本作家の創作意図が反映されるよう製作が進む。そのため、版面の権利を出版者と共有する考え方にはなじまない。

本の「成り立ち」の中で、出版者（編集者）が創作にどの程度深く踏み込んだかは、その本ごとにそれぞれ違っている。であれば、版面の権利を出版者に付与するかどうかは出版物単位の「契約」で定めるべきであり、一括して「法」で定める問題ではない。

② ひとつの絵に複数の権利？

利活用された絵の出自が「原画」なのか、一次出版物の「版面」なのか、二次出版物の「版面」なのかは、皆同じ絵であるため判別が難しく、1つの絵において複数の権利が錯綜することになる。また、作者自身が版面を利用する際、出版者に許諾を求めなくてはならず、著作者の権利が現状より狭められることが問題。

③ 海賊版対策は別の方法で

海賊版による侵害を防止したい気持ちは、出版者も著作者も同じ。
しかし以上の理由から、版面の権利を共有することを法で定めるのは望ましくなく、別の方法での解決策を共に考えていきたい。

以上